

12月  
のし  
会  
ま  
あ  
ら  
定  
あ

**12**月定例会は、12月1日に招集され、22日までの22日間の会期で開催しました。

新型インフルエンザ等対策行動計画の報告1件、人権擁護委員の人事案件1件、地域包括支援センターの職員・運営基準を定める条例など単行議案3件、補正予算1件が上程され、原案どおり可決しました。

そのほか、陳情4件を審議し、不採択としました。

**最**終日に、職員の給与改正など4件と補正予算1件が追加提案され、可決しました。

一般質問は、8人が町政全般にわたる課題をたてました。

# 介護予防支援

# 地域包括ケアの運営基準定める

地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るため、国からの権限移譲で、地域包括支援センターの運営基準など関係する2つの条例を制定。

## 地域包括支援センターの職員と運営基準

地域包括支援センターは町内を生活圏域とし1カ所。被保険者が6000人を超え、9000人までは職員の人員配置基準に応じて増員する。

**Q** 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種とこれに準ずる者を配置。  
**A** 職員資格で準ずる規定は質の低下を招かないか。

**Q** 保健師と限定するものではない。県の研修を受けた看護師でも対応できる。

**Q** 中学校区に1カ所を基準としている。増設を。  
**A** 9000人を超えたら増設を検討する。  
(反対2賛成12で可決)

## 指定介護予防支援の事業と効果的な支援

指定介護予防支援事業者の介護支援サービスに係る効果的な支援などの基準を定める。  
**Q** 国の基準どおりか。  
**A** 町独自に法人と定め、記録の保存を5年間とした。  
(反対2賛成12で可決)



お気軽に相談を

**議員の期末手当**  
**0・15月引き上げ**  
12月期1・55月を1・70月に改定する。  
(反対2賛成12で可決)

**町長・副町長の給与と期末手当の引き上げ**  
町長の給料月額85万円を86万円に1万円引き上げる。副町長の給料月額65万円を67万円に2万円引き上げる。  
12月期の期末手当1・55月を1・70月に改定する。

たかどうかと答申があった。  
(反対2賛成12で可決)

**教育長の給与引き上げ**  
給料月額60万円を62万円に2万円引き上げる。  
(反対2賛成12で可決)

**町職員給与と勤勉手当引き上げ**  
国家公務員の給与改定に準じ、給料表の改正、勤勉手当を引き上げる。  
給料表の改正で、平均0.3%の引き上げにともなう影響額は530万円の増額。  
勤勉手当は1750万円の増額。  
(全員賛成で可決)

**Q** 景気は回復してなく、住民の生活は厳しい。なぜこの時期に引き上げか。  
**A** 18年間据え置きしてきた。行財政規模で比較すると給与水準が低い。報酬審議会に諮問し、あげ

18年間据え置きしてきた。行財政規模で比較すると給与水準が低い。報酬審議会に諮問し、あげ